

改正消費生活用製品安全法の説明会開催について

平成19年4月17日
経済産業省製品安全課

消費生活用製品による事故報告を製造事業者等に義務付ける、消費生活用製品安全法の改正法が、本年5月14日から施行されることになりました。

本改正法の円滑な施行に向けて、下記のとおり説明会を開催いたしますので、関係者の皆様におかれましては是非ともご参加いただきますようお願い申し上げます。

なお、参加を希望される場合は会場の準備の都合上、平成19年4月25日（水）までに、別添のFAX送付状に必要事項をご記入の上、下記「お問い合わせ先」へFAXいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 : 平成19年5月9日（水）
 - ① 10:30～11:30（受付開始10:00～）
 - ② 14:00～15:00（受付開始13:30～）（内容は同じです。いずれかにご参加ください。）
2. 場 所 : 経済産業省 講堂（本館地下2階）
3. 議 題 : 改正消費生活用製品安全法について
説明者 商務情報政策局 製品安全課長補佐 田中哲也
4. 対象者 : 事業者、事業者団体、経済産業省職員等
5. お問い合わせ先 :
経済産業省商務情報政策局製品安全課 藤澤、東瀬（トウセ）

TEL 03-3501-4707

FAX 03-3501-6201

F A X 送付状

あて先	ご送信者又は連絡先
経済産業省 製品安全課 藤澤、東瀬 あて TEL : 03-3501-4707 FAX : 03-3501-6201	御社名 部署 お名前(役職) TEL : FAX :
(件名) 改正消費生活用製品安全法説明会について	
傍聴希望者様氏名(役職) :	
傍聴希望日程 (ご希望時間を○で囲んでください。) : 平成19年5月9日(水) 10:30~11:30 14:00~15:00	
送信枚数 枚 (本紙含む)	